

平成29年度

石川県出資法人等の情報公開資料

公益財団法人 大野からくり記念館

- 1 定款
- 2 役員名簿
- 3 平成28年度 事業報告
平成28年度 決算書
- 4 平成29年度 事業計画の概要
平成29年度 予算書

2 平成29年度 公益財団法人大野からくり記念館評議員・理事・監事名簿

役職名	氏名	職業	分野
評議員	井上 豊夫	重光商事(株)取締役 会長	外部有識者
評議員	川端 英稔	からくり楽会会長	地域有識者
評議員	喜樂万里子	(株)喜樂石油取締役	地域有識者
評議員	小林 忠雄	石川県文化財保護審 議会委員	学識経験者
評議員	鈴木 一義	国立科学博物館筑波 研究施設	学識経験者
評議員	銭谷 譲一	タクト建築企画代表 大野町公民館館長	地域有識者
評議員	田村 勝昌	シンコー電装(株)代 表取締役	地域有識者
評議員	番井 幸子	ビジネスホテル つたや代表	地域有識者
評議員	本康 宏史	金沢星+C12:C14稜大	学識経験者

役職名	氏名	職業	分野
理事長	山本 晴一	(株)ヤマト醤油味噌 代表取締役社長	地域有識者
理事	飴谷 義博	石川県県民文化ス ポーツ部長	県行政
理事	栗森 長八	栗長醤油(株)代表 取締役	地域有識者
理事	新保 博之	金沢市文化スポーツ 局担当部長兼文化政 策課長	市行政
理事	戸田 弘	からくり楽会幹事	地域有識者
理事	成瀬 英之	石川県県民文化ス ポーツ部文化振興課 長	県行政
理事	宮崎 良則	石川県立歴史博物館 副館長	学識経験者
理事	森 隆	(株)モリ・グリー ン企画代表取締役社 長	地域有識者
理事	吉田 一彦	(有)吉田一彦企画 室代表取締役社長	外部有識者
監事	紺田 健司	紺市醤油代表	地域有識者
監事	辻 卓	(株)辻家庭園保存会代 表取締役社長	外部有識者

1 公益財団法人大野からくり記念館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人大野からくり記念館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、幕末期大野に住み、「からくり師弁吉」と知られた大野弁吉の偉業を顕彰するとともに、石川県金沢港大野からくり記念館の管理及び運営を行い、地域文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 石川県金沢港大野からくり記念館及び近接する公共の用に供する施設の管理及び運営に関する事業
 - (2) 大野弁吉遺品展の企画及び実施に関する事業
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号の事業は、石川県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第6条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画及び収支予算等（資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を含む。以下同じ。）については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理者）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は許可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

3 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅

滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として年1回、各事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上13名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務の権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第28条 理事又は監事は、無報酬とする。

(相談役)

第29条 この法人に、任意の機関として、3名以下の相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎年5月に開催するほか、3月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益法人の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、山本晴一とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

粟森宗太郎、井上豊夫、喜樂万里子、小林忠雄、鈴木一義、銭谷譲一、番井幸子、本康宏史

別表

移行時の基本財産（公益目的を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等	
定期預金	金沢中央信用組合大野営業部	10,000,000円
定期預金	北國銀行金石支店	2,240,000円

平成28年度 事業報告

1 運営概況及び評価

(1) 営業形態

開館 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休館 毎週水曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始（12/29～1/3）

(2) 入館者数の推移

平成28年度入館者数 36,446人
平成27年度入館者数 41,051人
平成26年度入館者数 33,904人

(3) H28年度入館者アンケートの結果

- ・交通手段：自家用車 72%、路線バス 10%
- ・当館利用：旅行ガイド・雑誌 40%、インターネット 26%
- ・来館形態：家族 72%、友人・知人 16%、一人 8%
- ・満足度：満足・おおむね満足 96%（昨年 93%）
- ・今後望むこと：展示の充実や表示の改善、ショップの開設

2 事業内容

(1) 常設展示（通年展示）

①各常設展示コーナーでの展示

テーマ別コーナー、解きからくり、子どもからくり体験棟

②からくり人形の実演（約15分間）

一般上演時刻 10:30、11:30、13:30、14:30、15:30の5回

※ 予約団体には随時実施

③芋ほり長者人形（スケルトン）の上演（約5分間）

上演時刻 11:00、12:00、14:00、16:00 の計4回

④のぞきからくり

随時実施（任意時刻）

(2) 企画展

①メルヘン色彩画展 ～坂田久男の世界～

作画者 坂田久男

期間 平成28年5月12日（木）～7月12日（火）

②現代ロボット&江戸からくり

協力 金沢工業大学・佐藤隆一研究室

期間 平成28年7月14日（木）～8月30日（火）

③大野からくり記念館の20年を振り返る

～20年間の特別企画展の紹介～

監修 国立科学博物館 鈴木一義

期間 平成28年9月8日（木）～11月29日（火）

④少年少女発明くふう展 ～これって、スゴ～イ！～

金沢市少年少女発明クラブと共催で、児童の応募作品のうち20点を展示

期間 平成28年11月10日（木）～12月20日（火）

- ⑤その他ミニ企画展
石ころ「ガイネ」 他

(3) 企画講座

①親子体験教室の開催

- ・実施回数等 土・日開催。20回／年 実施
- ・参加対象 小学生の親子10～15組を公募して工作教室等を実施
- ・講師 外部講師、からくり楽会員、当館職員等

②出前からくりの実施

高齢者福祉施設及び保育園・幼稚園
(12月～2月の冬季限定)

実演料(高齢者施設3,000円、保育園・幼稚園1,000円)

3 大野からくり記念館大規模修繕

(1) 館内外の設備等の修繕

平成28年7月～平成29年1月の期間、県当局の支援により館内外の修繕が行われた。

(主な修繕箇所)

- ・外壁の補修
- ・展示棟、回廊、事務室、子どもからくり棟の窓枠の修繕
- ・漏水箇所の補修
- ・エントランス、玄関等

4 開館20周年記念事業

(1) 展示品のリニューアルと新造

平成28年5月～12月の期間、に募集した「開館20周年記念事業寄附金」、及び従前から経年で積み立てた「備品購入引当資産」を財源の一部とし、展示品のリニューアルと新造を実施した。

寄附金548万円と備品購入引当金443万円を主財源とした。

対象は以下の通りである。

①のぞきからくりのリニューアル

協力 HIRO 工芸ほか
期日 平成28年9月下旬
芋掘り藤五郎の物語

②芋ほり長者スケルトンのリニューアル

作者 九代・玉屋庄兵衛
期日 平成28年11月上旬
透明板で覆われているので、電動での仕掛けが外から見える

③茶運び人形の新造

作者 九代・玉屋庄兵衛
完成披露 平成29年2月1日(水)
弁吉著「一東視窮録」中の茶運び人形の構造図面より制作

④三番叟人形の新造

作者 九代・玉屋庄兵衛
完成披露 平成29年2月1日(水)
弁吉作「三番叟人形」を参考にして制作

(2) からくり楽会による賛助企画

①からくり山車の展示

作者 からくり楽会
期間 平成28年8月中旬～9月上旬
当館駐車場の一角に展示

(3) 記念式典の開催

- ①日 時 平成29年2月1日(水) 11:00～12:00
- ②場 所 当館
- ③参集規模 来賓(石川県知事 他12名)、関係職員、理事、ご芳志を頂いた方等
当日参加者 76名
- ④内 容 式典、館内見学、からくり人形実演見学等

5 お台場公園の管理

からくり楽会員による、年間を通しての公園管理・整備。水車の設置や噴水の管理・整備

6 関係機関及び地域との連携

- ①「からくり楽会」からの支援
親子体験教室の講師、同会寄付の鉄棒「鉄ちゃん」「采振り人形」等の修繕、プランターでの花植え、門松製作、等
- ②「こまちなみな～と」へ参加
平成28年9月3日(土)・4日(日)
直江家、橋本家、栗森家で「出前からくり」を実施
からくり楽会は露店を開設
- ③日本丸寄港
平成28年10月5日(水)(天候不良のため「出前からくり」は中止)
- ④石川県発明くふう展「大野弁吉賞」
平成28年10月14日(金)～16日(日)
- ⑤「あったマルシェ」へ参加
平成29年1月22日(日)
「もろみ蔵」で「出前からくり」を実施
- ⑥「春一番 ちょっと大野へ来ませんか。」(3月)
平成29年3月19日(日)

7 広報・宣伝活動

- (1) 公式ホームページの活用及びWebサイトの利用による情報発信
- (2) 企画、イベントなどでパンフを作成配布
- (3) 新聞、テレビ、ラジオ、科学誌等への情報提供や取材への協力
- (4) 県内及び呉西小学校並びに各施設等へチラシを送付
- (5) フリーペーパーによる広報活動

<大野からくり記念館の取組み>

- 1. 大野弁吉展示(常設展、特別展)
- 2. からくり人形実演
- 3. 親子体験教室(年間20回程度)
- 4. 出前からくり
- 5. 大野町とのコラボ

正味財産増減計算書

平成28年 4月1日から平成29年 3月31日まで

(単位:円)

行 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経 常 収 益			
① 基本財産運用益	(3,060)	(3,505)	△ 445
受取利息	3,060	3,505	△ 445
② 事業収益	(9,291,698)	(9,746,130)	△ 451,432
入館料収入	7,757,858	8,209,290	△ 451,432
委託料収入	1,536,840	1,536,840	0
③ 受取補助金等	(15,200,000)	(15,200,000)	0
補助金収入	15,200,000	15,200,000	0
④ 雑 収 益	(252,883)	(286,580)	△ 33,697
自動販売機収入	45,608	37,958	7,650
受取利息収入	475	333	142
その他収入	206,800	248,289	△ 41,489
⑤ 特定預金取崩収入	(4,430,000)	0	4,430,000
備品購入引当金取崩	4,430,000	0	4,430,000
⑥ 寄附金	(5,480,000)	0	5,480,000
寄附金収入	5,480,000	0	5,480,000
経常収益計	34,660,641	25,236,215	9,424,426
(2) 経 常 費 用			
① 事業費	(24,674,420)	(23,664,262)	1,010,158
給料手当	5,522,496	5,522,496	0
臨時雇用賃金	2,448,800	2,656,400	△ 207,600
賞与	1,386,624	1,386,624	0
退職給付費用	98,000	98,000	0
福利厚生費	1,625,666	1,645,216	△ 19,550
旅費交通費	37,232	201,071	△ 163,839
通信運搬費	341,513	282,736	58,777
減価償却費	944,953	67,833	877,120
備品購入引当金繰入	0	784,000	△ 784,000
消耗品費	1,101,650	1,280,683	△ 179,033
印刷費	1,020,419	471,909	548,510
燃料費	406,297	119,138	287,159
光熱水料費	2,121,893	2,242,874	△ 120,981
図書費	26,354	2,709	23,645
広報費	997,600	829,360	168,240
会議費	2,465,037	1,935,883	529,154
雑謝金	279,996	319,319	△ 30,323
修繕費	229,729	381,360	△ 151,631
委託料	2,664,966	2,643,798	21,168
賃借料	331,226	331,227	△ 1
維持管理費	373,147	137,290	235,857
保険料	198,916	205,500	△ 6,584
租税公課	4,300	1,700	2,600
負担金	39,725	96,875	△ 57,150
支払手数料	1,050	15,605	△ 14,555
雑費	18,781	19,635	△ 854
② 管理費	(1,341,876)	(821,752)	520,124
給料手当	112,704	112,704	0
賞与	28,176	28,176	0
退職給付費用	2,000	2,000	0
福利厚生費	33,207	33,621	△ 414
旅費交通費	638	3,756	△ 3,118
通信運搬費	17,976	14,881	3,095
減価償却費	0	21,966	△ 21,966
備品購入引当金繰入	0	16,000	△ 16,000
消耗品費	20,183	22,841	△ 2,658
印刷費	15,054	12,942	2,112
会議費	75,557	55,134	20,423
光熱水料費	43,304	45,773	△ 2,469
図書費	538	55	483
修繕費	883,224	376,200	507,024
委託料	54,387	53,955	432
賃借料	17,431	17,433	2
保険料	3,591	3,726	△ 135
雑費	32,960	0	32,960
雑費	913	589	324
経常費用計	26,016,296	24,486,014	1,530,282
当期経常増減額	8,644,345	750,201	7,894,144
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	1	0	1
経常外費用計	1	0	1
当期経常外増減額	△ 1	0	△ 1
当期一般正味財産増減額	8,644,344	750,201	7,894,143
一般正味財産期首残高	1,996,170	1,245,969	750,201
一般正味財産期末残高	10,640,514	1,996,170	8,644,344
0 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	12,240,000	12,240,000	0
指定正味財産期末残高	12,240,000	12,240,000	0
Ⅱ 正味財産期末残高	22,880,514	14,236,170	8,644,344

	小学生の親子10～15組を対象に、年20回開催 講師 からくり楽会、まちの先生、本館職員等
出前からくり	(11) 出前からくりの実施 ①高齢者福祉施設、保育園・幼稚園 (11月～3月の冬季限定) 実演料 (高齢者施設3,000円、保育園・幼稚園1,000円) ②その他 実演料 (一般 5,000 円、高校 2,000 円、小・中 1,000 円)
施設・設備の管理	3 展示室の見学環境の整備・充実 ・館内施設設備の修繕
委託業務	4 お台場公園の管理
その他の事業活動	5 産学官・地域との連携 ①石川県発明くふう展「大野弁吉賞」 ②「こまちなみな〜と」へ参加 ③大野町行事へ参加 ④その他

平成29年度 収支予算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

公益財団法人 大野からくり記念館

(単位:円)

科 目	平成29年度 予算 (A)	平成28年度 予算 (B)	増減 (A)-(B)	内訳表			備考	
				公益目的事業会計				法人会計
				公1 記念館管理 運営事業	公2 公園管理 事業	共通		
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1) 経常収益								
① 基本財産運用益								
受取利息	3,000	4,000	△ 1,000			3,000	利息	
② 事業収益								
入館料収入	8,000,000	7,400,000	600,000	7,840,000		160,000	入館料、勤労者クーポン、JTBクーポン等	
委託料収入	1,536,000	1,536,000	0		1,536,000		委託事業(港湾事務所)	
③ 受取補助金等								
県補助金収入	15,200,000	15,200,000	0	14,727,000		473,000	記念館運営費補助金(県)	
④ 雑収益								
自動販売機収入	30,000	25,000	5,000	30,000			館内見学用自販機(東洋缶缶)	
受取利息収入	1,000	2,000	△ 1,000			1,000	利息	
その他収入	230,000	223,000	7,000	230,000			図録、体験教室参加材料費用等	
⑤ 特定預金取崩収入								
備品購入引当金取崩	0	4,430,000	△ 4,430,000				備品購入引当資金	
⑥ 寄附金								
寄附金収入	0	3,000,000	△ 3,000,000				寄附金収入	
経常収益 計	25,000,000	31,820,000	△ 6,820,000	22,827,000	1,536,000	637,000		
(2) 経常費用								
① 事業費	25,993,093	23,042,819	2,950,274	24,457,093	1,536,000			
給料手当	5,527,200	5,527,200	0	5,527,200			給与(従事割合按分配賦)	
臨時雇用賃金	2,670,000	2,754,000	△ 84,000	1,398,000	1,272,000		清掃、管理等	
賞与	1,381,800	1,381,800	0	1,381,800			賞与(従事割合按分配賦)	
退職給付積立費用	196,000	98,000	98,000	196,000			退職積立(従事割合按分配賦)	
福利厚生費	1,655,220	1,656,200	△ 980	1,652,220	3,000		社会保険料等(従事割合按分配賦)	
旅費交通費	98,000	98,000	0	98,000			出張旅費(使用割合按分配賦)、交通費	
通信運搬費	351,820	343,000	8,820	351,820			郵送料、インターネット使用料等(使用割合按分配賦)	
減価償却費	2,120,243	1,210,519	909,724	2,120,243			事業用資産償却	
消耗器具備品費	176,400	176,400	0	176,400			展示関連備品等	
消耗品費	948,640	784,000	164,640	868,640	80,000		事業関連諸消耗品費	
印刷費	802,620	475,000	327,620	802,620			割引用入場券・ポスト印刷費、印刷費(使用割合按分配賦)等	
燃料費	310,000	112,000	198,000	260,000	50,000		トラック用ガソリン、混合油等	
光熱水料費	2,401,000	2,450,000	△ 49,000	2,401,000			電気・上下水道料(建物面積比按分配賦)	
図書費	19,600	19,600	0	19,600			関連書籍等(使用割合按分配賦)	
研修費	10,000	10,000	0	10,000			研修参加費	
広報費	870,000	500,000	370,000	870,000			地域広報費等	
企画展費	1,535,000	1,384,000	151,000	1,535,000			諸教室(体験教室、楽会、企画展等)費用	
贈謝金	300,000	300,000	0	300,000			からくり人形評価調査作成料等	
修繕費	650,500	350,000	300,500	623,500	27,000		からくり人形修繕費用等	
委託料	2,905,700	2,469,600	436,100	2,905,700			記念館清掃、整備、空調・消防他保守、自動ドア保守等(建物面積比按分配賦)	
賃借料	342,000	342,000	0	342,000			北一機、電話機、マット等(使用割合按分配賦)	
維持管理費	300,000	180,000	120,000	240,000	60,000		敷地内清掃、散布用除草剤、ゴミ処分等費用等	
保険料	289,100	294,000	△ 4,900	245,100	44,000		火災共済、施設賠償責任保険料(建物面積比按分配賦)	
租税公課	3,250	3,250	0	3,250			事業関連書類用印紙	
負担金	90,000	90,000	0	90,000			博物館協議会会費等	
支払手数料	20,000	20,000	0	20,000			クーポン・JTB手数料等	
雑費	19,000	14,250	4,750	19,000			事業関連振込手数料等(使用割合按分配賦)	

